

荒川区町会連合会会議次第

1 会長あいさつ

2 区民生活部長あいさつ

3 議題

(1) 関係団体からの依頼事項

令和7年度歳末助けあい運動の実施について

車いす貸出事業についてのお願いとアンケートについて

(荒川区社会福祉協議会) …………… 2～7ページ

「あらかわの心」ニュース第39号の周知について

(「あらかわの心」推進運動区民委員会事務局) …………… 8～12ページ

第40回川の手荒川まつり実行委員会委員就任について

(川の手荒川まつり実行委員会) …………… 資料なし

「隅田川駅貨物フェスティバル2025」のポスターの掲示について

(日本貨物鉄道株式会社) …………… 13～14ページ

(2) 区からの依頼事項

10月1日から開始する予防接種事業について

(健康推進課) …………… 15～17ページ

北海道くしろのふれあい祭り 秋の収穫祭のポスター掲示について

(総務企画課) …………… 18～19ページ

プラスチックの分別回収について

(清掃リサイクル推進課) …………… 20～23ページ

次世代育成事業への補助金について

(区民課) …………… 24～27ページ

(3) 東京都からのお知らせ

賞味期限前の災害用備蓄食品等の配布について

町会・マンションみんなで防災訓練について

(区民課) …………… 28～31ページ

4 情報交換

5 次回 11月5日(水) 午後2時 庁議室

各町会長・自治会長 様

社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会
会 長 片 岡 孝
〔印 省 略〕

令和 7 年度「歳末たすけあい運動(歳末たすけあい・地域福祉募金)」の実施について(依頼)

日頃より、荒川区社会福祉協議会の活動につきまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本年度も 12 月 1 日から『歳末たすけあい運動』を実施いたします。

町会・自治会の皆様のご支援、ご協力をいただきたく、何卒、よろしくお願い申し上げます。

募金活動にご活用いただく募金袋やポスター等の関係資材につきましては、別紙のとおり、各町会・自治会様へ直接お届けいたします。

なお、昨年度にご協力いただきました募金につきましては、その 10% にあたる金額を「歳末たすけあい運動協力金」として、10 月の各地区連合会会議にてお渡しさせていただきます。

ご多用の中、恐れ入りますが、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 令和 7 年度「歳末たすけあい運動」の概要

実 施 者 荒川区社会福祉協議会
主 唱 者 東京都社会福祉協議会
主 催 者 東京都共同募金会
実施団体(予定) 町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、母の会、荒川区共同募金協力会
協賛団体(予定) 荒川区
実施期間 令和 7 年 12 月中

2. 町会・自治会における募金資材について

資材配布 令和 7 年 11 月 5 日(水)～11 日(火)に各町会・自治会様へ直接配達をさせていただきます。
日程等の詳細につきましては、別紙のご案内をご確認ください。

以 上

《お問合せ先》 歳末たすけあい運動実施委員会 事務局
社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 地域連携推進課 内
担当：丸谷・澤木
〒116-0003 東京都荒川区南千住 1-13-20
TEL：03-3802-2794 FAX：03-3802-3831

7 荒社協第1038号
令和7年10月 6日

〇〇〇〇町会
会長 〇〇 〇〇 様

社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会
会 長 片 岡 孝



令和7年度「歳末たすけあい運動（歳末たすけあい・地域福祉募金）」の
実施に伴う関係資材の事前配達について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本会の運営・活動に対しましてご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年度も12月に、全国的な共同募金であります、歳末たすけあい運動を実施いたします。つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、下記のとおり、事前に関係資材を配達させていただきますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 配 達 日 令和7年11月〇〇日（〇）
2. 配 達 先 荒川区〇〇〇 △ー△ー△ ●● ●● 様方
3. 配達資材 1) A4ポスター（掲示板用） 〇 枚
 2) 募金袋 （募金収納／各戸配布用） 〇〇〇 枚
 3) A4チラシ（回覧用） 〇〇 枚

※なお、資材の数量等は、昨年度の情報を基にしております。

変更点などがございましたら、下記事務局までご連絡をお願いいたします。

以上

《お問合せ先》 歳末たすけあい運動事務局
社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 地域連携推進課内
担当：丸谷・澤木
〒116-0003 東京都荒川区南千住1-13-20
TEL：03-3802-2794 FAX：03-3802-3831

令和7年度『歳末たすけあい運動（歳末たすけあい・地域福祉募金）』

実 施 要 領（案）

1. 目 的・経 緯

歳末たすけあい運動は、毎年12月1日から一ヶ月間、全国一斉に実施されています。

東京では、昭和27年に東京都社会福祉協議会の主唱により「一品持ち寄り運動」として全都的にスタートし、昭和34年には、共同募金の一環として位置づけられました。地域の要援護者のための募金運動として毎年実施されてきましたが、平成8年に、各地域において地域福祉や在宅福祉活動が活発に行われるようになってきたことから、見舞品の配付等に加え、地域福祉活動に要する経費にも配分されるようになってまいりました。

社会福祉法（第112条）では、「共同募金」を「都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄附金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。」と定められております。

区内においても、多くの区民の方々の理解と参加・協力を得ながら、地域のニーズや特性に応じた事業を創出または、支援し、「地域福祉の推進」の具現化を図ることを目的として本運動を実施いたします。

例年、年末に、一定の条件に該当するひとり暮らし高齢者や在宅の障がい児への見舞品（区内共通お買い物券）として配付されるほか、区内における様々な地域福祉活動に使用されています。

2. 募金の名称 『歳末たすけあい・地域福祉募金』

3. スローガン 「つながり ささえあう みんなの地域づくり」

4. 運動推進主体
実 施 : 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会
主 唱 : 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
主 催 : 社会福祉法人 東京都共同募金会

5. 協 賛 荒川区（予定）

6. 実施団体 町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、母の会、共同募金協力会（予定）

7. 募金の配分

町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、母の会、区議会、行政、社会福祉協議会の代表者などで構成される本年度の歳末たすけあい運動（歳末たすけあい・地域福祉募金）実施委員会にて決定いたします。

8. 募金目標額 11,000,000円

9. 実施期間 令和7年12月1日から同年12月31日まで

10. 実施方法

- ①町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、母の会等の実施団体による募金
- ②企業・団体・福祉施設・区役所・社会福祉協議会などによる職域募金
- ③区内の募金箱（社会福祉協議会指定管理施設・各区民事務所等を予定）への募金
- ④駅頭や商店街等での街頭募金
- ⑤その他

11. 周知方法

町会・自治会を始め関係機関にポスター掲示を依頼、その他、「あらかわ区報」及び「あらかわ社協だより」へのPR記事の掲載、荒川区社会福祉協議会公式ホームページ、SNS、中央共同募金会及び東京都共同募金会ホームページへの掲載、荒川区社会福祉協議会の事業・活動等の関係者などへ呼びかけを行い、区民への周知を図ります。

12. 募金納入方法

① 町会・自治会における納入方法

町会・自治会単位で各地域の区民事務所へ募金をお持ちいただき、区民事務所から一旦仮領収書を発行いたします。その後、区民事務所から募金担当事務局（荒川区社会福祉協議会）に募金が納入され次第、募金担当事務局が本領収書を発行し、募金額の実績などを記載したポスターとともに各町会・自治会へ郵送いたします。

② 町会・自治会以外の実施団体における納入方法

社会福祉協議会に直接お持ちください。その場で領収書を発行いたします。また、募金箱の貸出も行います。

③ ①②以外の個人・企業・団体等

区内に設置している募金箱又は、社会福祉協議会に直接お持ちください。銀行振込をご希望の場合は、社会福祉協議会までご相談をいただきますようお願いいたします。

④ オンライン決済サービスによる募金

決済代行サービスを活用した募金です。ポスターやチラシ等に掲載したURLまたは二次元コードを読み取ることで、専用ページにアクセスしてもらい、募金を受け付けます。

13. 募金実績報告

募金実績、配分金額などについては、「あらかわ社協だより」や、荒川区社会福祉協議会及び中央共同募金会の公式ホームページ、SNSへの掲載などにより報告いたします。

14. 募金担当事務

本運動の事務局は、荒川区社会福祉協議会 事務局 地域連携推進課 とします。

《所在地・連絡先》

社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 地域連携推進課内 歳末たすけあい運動事務局
〒116-0003 東京都荒川区南千住 1-13-20 TEL : 03-3802-2794 FAX : 03-3802-3831
<https://www.arakawa-shakyo.or.jp/>

※参考

社会福祉法人 中央共同募金会
社会福祉法人 東京都共同募金会

URL <http://www.akaihane.or.jp/>

URL <http://www.tokyo-akaihane.or.jp/index.php>

令和 7 年 10 月 6 日

各町会長・自治会長 様

歳末たすけあい・地域福祉募金を活用した
車いす貸出事業へのご協力について（お願い）

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会
事務局長 梅原 一彦

日頃より、荒川区社会福祉協議会の事業並びに歳末たすけあい運動における募金活動等にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

荒川区社会福祉協議会では、一時的に車いすを必要とする区民を対象に、地域の施設や店舗などにご協力をいただいて、車いすを無償で貸し出しております。ケガをしたときや介護保険等の適用までの間など、令和 6 年度は延べ 400 件のご利用をいただきました。

これに加え、今後は、町会・自治会の皆様にご協力をいただき、区民にとってより身近な場所に車いすの貸し出し場所を設けていきたいと考えており、令和 7 年度は各地区町会連合会につき 1 か所（計 8 か所）を想定しています。

つきましては、町会・自治会における車いす貸出事業について皆様のご意向を伺いたく、別紙のアンケートへご協力をお願いいたします。

お忙しいところ恐れ入りますが、10 月 31 日（金）までに、FAX の送付、区民事務所への提出または右の QR コードからご回答くださいますようお願い申し上げます。



○車いす貸出事業の概要

＜現在の貸出場所など＞

貸出場所	社協運営施設や地域の施設・店舗 (12 か所)
貸出期間	3 か月以内 (延長により最大 6 か月以内)
車いすを 借りる方	区民

＜町会・自治会（案）＞

町会・自治会
1 週間以内 (延長不可)
当該町会等にお住いの区民

注 1：介護保険などの他制度を利用できる方、入院中や施設等に入所している方は対象となりません。

注 2：車いす貸出事業にあたっては、町会・自治会の皆様に車いすの保管、日常的な点検、貸出・返却の手続きをお願いいたします。

また、荒川区社会福祉協議会において年 1 回の点検及び必要に応じて修理を行うことを想定しております。

注 3：車いす貸出事業の開始に先立ち、ご希望の町会・自治会の皆様には「車いす利用講習会」を実施いたします。（別紙のアンケートによりご希望の有無をご回答ください。）

【問合せ】社会福祉法人荒川区社会福祉協議会 地域連携推進課庶務係（担当：澤木）
〒116-0003 東京都荒川区南千住 1-13-20 TEL：03-3802-2794 FAX：03-3802-3831

荒川区社会福祉協議会 車いす貸出事業についてのアンケート

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会

車いす貸出し事業の実施にあたり、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。

町会・自治会名 〔 〕

回答者役職・お名前 〔 〕

Q1：社協が行っている車いす貸出事業をご存じですか？ はい / いいえ

Q2：貴会で会員向けの車いす貸出を行っていますか？ はい / いいえ

Q2－1：「はい」の場合、何台保有されていますか？ _____台

Q2－2：「いいえ」の場合、貴会で車いすの貸出を実施することについて、どのようなお考えですか？

取り組みを希望する / 関心はある / 今は関心が無い

Q2－3：Q2－2の回答理由を教えてください。 ※複数回答可

- A. 車いすを置く場所がない
- B. 貸し出しに対応できる人がいない
- C. 利用のニーズがない
- D. その他〔 〕

Q3：車いすの利用講習会（社協職員が町会に伺います）を希望しますか？

希望する / 希望しない

その他、ご意見などございましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

FAX（03-3802-3831）の送付、区民事務所への提出または右のQRコードから、
10月31日（金）までにご回答をお送りくださいますようお願いいたします。



7あらかわの心第16号
令和7年10月19日
(公印省略)

各町会長・自治会長 殿

「あらかわの心」推進運動
区民委員会事務局

「あらかわの心」ニュース第39号の周知について（依頼）

秋冷の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、「あらかわの心」推進運動区民委員会の活動に多大なるご理解、ご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「あらかわの心」推進運動区民委員会では、「あらかわの心」ニュース第39号を発行いたしました。

このニュースは、「あらかわの心」推進運動の内容をお伝えするとともに、地域や参加団体で行われている行事や活動の事例を掲載し紹介していくものです。第39号では、参加団体の活動報告とあわせて今後の予定を中心に掲載しました。

つきましては、より多くの方にご覧いただくため、町会・自治会回覧板での回覧をお願い申し上げます。また、回覧板をご使用でない場合も、皆様でご高覧頂けますよう、お取り計らいをお願い申し上げます。

町会長・自治会長の皆様をはじめ、各町会・自治会の皆様におかれましては本趣旨をご理解いただき、引き続きご協力賜りますよう何卒お願い申し上げます。部数の不足など、何かお気づきの点がございましたら、お手数ではございますが下記事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

【問い合わせ（事務局）】

荒川区子ども家庭部児童青少年課青少年育成係
電話03-3802-3814

「あらかわの心」ニュース



「あらかわの心」推進運動
シンボルマーク

今号では、川の手荒川まつりでのPR活動の様子、参加団体の活動報告や今後の予定についてお届けします。



あら坊 あらみい

第 **39** 号

令和7年
10月1日発行

「あらかわの心」 推進運動とは？

荒川区には、郷土と地域を愛し、人を思いやる温かくやさしい心が受け継がれてきました。

この「あらかわの心」を次代を担う子どもたちに受け継いでいくため、「あらかわの心」推進運動では、

- まず大人が行動する
 - 大人と子どもが一緒に行動する
 - 地域ぐるみで子どもを見守り育てる
- という3つの視点に基づき、

- 笑顔で**あいさつ**をしよう
- **きまり**を守ろう
- **思いやり**をもとう
- いろいろな**体験**をしよう
- **見守り**、声をかけよう

という心をつなぐ5つの取り組みを実践することで、大人も子どもも互いに尊重し、共に生きる地域社会の実現を目指します。

川の手荒川まつりで「あらかわの心」をPR

令和7年4月29日（火・祝）、南千住野球場で開催された「第39回川の手荒川まつり」で、PR活動を行いました。当日は、ステージでの寸劇公演とカルタクイズブースで、多くの方に楽しみながら「あらかわの心」に触れていただきました。

ステージでは、「あいさつ・きまり・思いやり・体験・見守り」の5つをテーマに寸劇を披露。登場人物の対照的な行動を観客の皆さんと一緒に考える参加型の内容で、気持ちの良い挨拶や他者を思いやる心の大切さについて、理解を深めていただきました。

クイズブースも、カルタの言葉を当てるクイズで大変盛り上がりしました。参加者には、オリジナルサコッシュやミニ色鉛筆などをプレゼント。また、毎年2月に開催しているカルタ大会のPRと、カルタの販売も行いました。

今後も、さまざまなイベントを通じて「あらかわの心」を広めていきます。



ハートマークが合体！



カルタクイズにチャレンジ！

寸劇を見てみよう！

動画配信：YouTube（QRコード）

まだご覧になったことのない方は、ぜひQRコードからアクセスしてください。





あいさつ運動

～あいさつからコミュニケーション～

荒川区立尾久第六小学校

尾久第六小学校では、校門でのあいさつ運動を通して、あいさつの習慣化を図り、児童同士のつながりを深め、豊かな人間関係を築くことをねらいに各学期ごとに行っています。

「笑顔であいさつしたら、相手も笑顔であいさつを返してくれて、すごくうれしかった」と話す児童もあり、いろいろな学年の子たちとあいさつすることで、人のかかわりに自信をもち、自然と周りの人とのコミュニケーションが活発になり、言葉を交わす機会も増えます。

また、レインボー子ども会の方や西尾久八丁目町会の役員の方を始め地域の方々が、このあいさ



あいさつ運動の様子

つ週間に一緒にあいさつをしていただけることで、大人とのコミュニケーションを促し、地域の方々との交流を深めるきっかけになっています。



子どもサロンに参加して

荒川一丁目西文化会 清水 恵大

令和7年7月12日（土）、荒川一丁目西文化会が運営する「子どもサロン」に行き、輪ゴムや紙コップを使ったハンディファンを製作する子どもたちをサポートしました。サロンに着くと、子どもたちがたくさん集まっていた、嬉しい気持ちになりました。「ぼくはみどりがいい」などと、子どもたちが色とりどりの材料を使って、思い思いの作品を作っていて、和気あいあいとした雰囲気でした。

完成したハンディファンを見せてもらい、「きれいにできた」という言葉を聞いて安心と同時に誇らしい気持ちになりました。サロンにきた子どもたちが作品の見せあいをしていて、さらに笑顔になりました。

この「子どもサロン」では普段はあまり会わない子どもたちとも交流でき、楽しい思い出ができました。今後もこうした活動に参加したいと思います。



思い思いの作品を作りました



とものきまつり

学校法人丸島学園 友の季ひまわり幼稚園



手作りのお神輿をかつぐ様子

「わっしょい！」という子どもたちの声が青空に響く、暑い夏の日、『とものきまつり』を開催いたしました。

この日の園内には、年長組が作ったゲームにおもちゃやヨーヨー釣り、そして焼きそば屋さんにおみくじ屋さん、本屋さんなどが開店します。お祭りのBGMが流れる中に、たくさんのかわいい笑顔があふれていました。手作りのお神輿を小さな体でかついで、大きな掛け声も頑張ってくれました。また、在園児以外もご参加下さり、「友の季ひまわり幼稚園のお祭りは、2歳の子でもでも安心して楽しめました」「カレンダーに印をつけてこの日を親子で楽しみにしていました」と、嬉しい感想もいただきました。夏ならではの行事を、みんなで素敵な思い出にすることができました。



PTAにも「あらかわの心」を

荒川区立第一中学校ISC(一中サポートクラブ)

第一中学校のPTAは、令和6年度にISC（一中サポートクラブ）を発足いたしました。

そして、発足からの1年間の軌跡を掲載した広報誌が、「第36回都中P（東京都公立中学校PTA協議会）広報紙コンクールで最優秀賞「東京都教育委員会賞」を受賞しました。

ISCでは、「あらかわの心」推進運動と同様に、「まず大人が行動する」ことで子どもの手本となり、「大人と子どもと一緒に行動する楽しいイベント」や「地域との架け橋になるような取り組み」を推進しています。

今回の受賞を通じて、改めて「あらかわの心」が根底に脈々と流れているように感じました。

引き続き、地域・学校・保護者・OBOGと繋がりながら、子どもたちの支えとなる活動を推進してまいります。



障がいのある子もない子も共に歌う「スーパーインクルーシブ合唱団のキセキ」

荒川区立中学校PTA連合会



ソプラノ歌手
ホワイトハンドコーラス NIPPON
芸術監督 コロンエリカ 氏

声と手話をベースにした「ホワイトハンドコーラス」をご存知ですか？ 日本で合唱団を立ち上げたソプラノ歌手・コロンエリカ氏をお招きし、奇跡の音楽と共生社会について学びます。

日 時：令和7年10月18日（土）14：30～16：30

場 所：サンパール荒川 第6集会室

講 師：コロンエリカ氏（ソプラノ歌手）

主 催：荒川区立中学校 PTA 連合会

問合せ：ara.chu.pren@gmail.com

申込フォーム（QRコード）からお申し込みください。（参加無料）



参加者募集・イベント周知

クリーン作戦（清掃奉仕活動）

尾久消防少年団

東京荒川西ライオンズクラブと合同でクリーン作戦（清掃奉仕活動）を行います。

町屋駅周辺のゴミ拾いと、ご通行の皆さまにゴミ袋の配布をします。

お見かけの際は、ぜひ子どもたちからゴミ袋をお受け取りください。

また、同日に開催される「尾久っ子ワクワクまつり」（宮前公園）では、消防少年団の広報活動として、パンフレットを配布いたします。

日 時：令和7年11月2日（日） 9:00～10:30

場 所：町屋駅周辺

主 催：東京荒川西ライオンズクラブ

尾久消防少年団



過去の様子

一緒に荒川をきれいにしませんか？

荒川区ボーイスカウトガールスカウト連絡協議会

春と秋の年2回、「水辺サポート」として荒川の河川敷でゴミ拾いを行い、生態系についてインストラクターから学んでいます。

今回、半日限定の水辺サポーターを募集します！

申込みフォーム（QRコード）から、お申し込みください。

日 時：令和7年11月16日（日）

9:30～11:30

場 所：荒川「西新井橋南詰」信号側の河川敷

主 催：ボーイスカウトさくら地区

生態系インストラクター：株式会社建設環境研究所

※ボーイスカウトののぼり旗を目印にお越しください。

※汚れてもよい服装・長靴をご用意ください。

※小さなお子さまは保護者と一緒にご参加ください。



過去の様子



環境戦隊ステレンジャー
（荒川水辺サポーター）



もちつき大会

荒川一丁目西文化会

今年も、毎年恒例の荒川一丁目西文化会「もちつき大会」を開催予定です。

つきたての美味しいお餅と、あたたかい豚汁を用意してお待ちしています。お子様ゲームコーナーもあります。詳細は、回覧、ポスターでお知らせします。お楽しみに。

日 時：令和7年12月7日（日）正午～ お餅がなくなり次第終了

場 所：荒川一丁目広場

主 催：荒川一丁目西文化会



こどもまつりでカルタ会を開催します



「あらかわの心」カルタを使って、大人も子どもも、みんなで楽しく遊びましょう！

参加賞として、「あらかわの心」オリジナルグッズもご

用意しています。ぜひお気軽に参加してください。カルタ会は、各地区のこどもまつりで開催予定です。



昨年度のカルタ会の様子（南千住地区）

令和7年度各地区こどもまつり予定

南千住なかよしまつり	10/19(日)	10:30～14:00	南千住野球場
町屋こどもまつり	10/26(日)	10:00～13:00	第九畠田小学校校庭
尾久っ子ワクワクまつり	11/2(日)	10:30～14:00	宮前公園
にっぽり青空こどもまつり	11/3(月・祝)	10:00～14:00	日暮里南公園
ドンとやろう大会	11/9(日)	10:30～13:30	第二畠田小学校校庭

※予定は変更になることがあります。

第17回「あらかわの心」カルタ大会を開催します

令和8年2月に第17回を迎える「あらかわの心」カルタ大会を開催します。

読み札をとおして「あらかわの心」を楽しく学びながら入賞をめざしましょう。

申込みは1月ごろから受付予定です。詳しくは区報などでお知らせします。

日時：令和8年2月7日（土）

13:30～16:00

場所：生涯学習センター 体育館

対象者：小学生（1～3年生まで）

※内容は変更することがあります



入賞者には表彰式で「あらかわの心」カルタ大会の刻印入りのメダルが授与されます。



第16回カルタ大会の様子

アンケート

アンケートにお答えください。抽選で30名の方に「あらかわの心」オリジナルサコッシュをプレゼント致します。郵送か電子申請によりご応募ください。

● 郵送の場合

はがきに、1. 住所 2. 氏名 3. 電話番号 4. アンケート①②③④ をご記入の上、本ページ左下宛先を切り取り、はがき宛先面に貼り付け、お送りください。

● 電子申請の場合

こちらのQRコードを読み込み、応募画面にお進みください。



● 締め切り

令和7年12月12日（金）。当選者の発表はプレゼントの発送をもってかえさせていただきます。

なお、いただいたご意見等は、ニュース等の広報誌でご紹介させていただくことがありますので、ご了承ください。

アンケート

- ① 以前から「あらかわの心」運動を知っていましたか。
- ② 「あらかわの心」運動を何で知りましたか。
- ③ もっとも興味・関心をもった記事は何ですか。
- ④ 「あらかわの心」運動へのご意見・ご感想を教えてください。



オリジナルサコッシュ（ネイビー）

※製作中のため、画像はイメージです。

「あらかわの心」カルタの販売について

このカルタは、あいさつ・きまり・思いやり・体験・見守りの心をつなぐ5つの取り組みを表現しており、大人も子どもも楽しみながら、「あらかわの心」について一緒に考えていただけるカルタです。カルタは荒川区役所2階の児童青少年課窓口で販売しています。（一組500円）10～11月開催予定の各地区こどもまつりで実施するカルタ会でも販売いたします。



第39号 令和7年10月1日発行
発行 「あらかわの心」推進運動区民委員会事務局
〒116-8501 荒川区荒川2-2-3
（荒川区子ども家庭部児童青少年課内）
TEL. 03-3802-3111（内線3833）
FAX. 03-3802-3174

<Eメール> arakoko@city.arakawa.lg.jp
<ホームページ>
右記QRコードから、「あらかわの心」推進運動のホームページにとぶことができます。



〒116-8501
東京都荒川区荒川2-2-3

荒川区子ども家庭部児童青少年課内
あらかわの心ニュースアンケート係

④ 「あらかわの心」ニュース 第39号

2025 年 10 月 6 日

各町会・自治会長 様

日本貨物鉄道株式会社

隅田川駅長 小川拓也

『隅田川駅貨物フェスティバル 2025』ポスター掲示について(依頼)

拝啓 清秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は弊社輸送業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の「隅田川駅貨物フェスティバル 2025」を開催させて頂くこととなりました。つきましては、大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記の内容にてポスター掲示にご協力をいただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1. 内 容 | 『隅田川駅 貨物フェスティバル 2025』PR ポスター |
| 2. 大きさ等 | A4 版 縦 |
| 3. 掲示期間 | 2025 年 10 月 26 日(日)までで可能な期間 |
| 4. 掲 示 数 | 町会等の掲示板数 |
| 5. そ の 他 | ポスターは、町会交換便にてお届け致します。 |

以上

【担当】日本貨物鉄道(株) 関東支社 隅田川駅 中村
〒116-0003 東京都荒川区南千住四丁目 1 番 1 号
TEL:03(5615)3823 FAX: 03(5615)3822
E-mail : nacashin@jrffreight.co.jp

荒川区民の皆様へ



隅田川駅 2025 貨物フェスティバル

主催：JR貨物 関東支社

後援：荒川区

協力：南千住警察署・荒川消防署

10/26(日)
10:00~15:00

※雨天決行 14:30最終入場

～イベント内容～

- 機関車・貨車・コンテナ・大型フォークリフトの展示
- オリジナル鉄道グッズ等販売
- 北海道野菜（じゃがいも・たまねぎ）の販売
- JR貨物 音楽部演奏 等

※イベント内容は変更する場合がございます。

荒川区民の方は、本人確認書類(住所の確認出来るもの)を会場入口で提示すれば入場できます。 ※荒川区民以外の方は、事前申し込み制となります。詳細はJR貨物HPをご覧ください。

車掌車 ヨ8000形 体験乗車開催！



事前申込制（抽選）の有料イベントとなります。
詳しい申し込み方法は、JR貨物HPからご確認ください。

～ご来場時の注意～

開場時間に合わせてご来場ください。
ご来場の際は、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。
貨物駅構内は危険です。会場以外へは立ち入らないでください。
会場内での飲酒・喫煙はご遠慮ください。



【当イベントお問い合わせ先】 <https://forms.gle/ZXBPCqAuUibSTpP6A>

7 荒 健 健 第 2 9 3 8 号
令 和 7 年 1 0 月 6 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 様

健康推進課長

予防接種に係るチラシの回覧について(依頼)

日頃から、荒川区の保健・衛生行政にご協力をいただき誠にありがとうございます。

10月から65歳以上を対象とした高齢者インフルエンザ及び新型コロナワクチン定期接種が接種開始となりました。

また、小児に対するインフルエンザ接種助成事業につきまして生後6か月から15歳(中学校3年生)の方を対象に無償接種を実施します。

つきましては、高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン及び小児インフルエンザ助成事業に関するチラシを作成しましたので、お忙しいところ恐縮ですが、下記のとおりチラシの回覧をお願いいたく存じます。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 依頼事項 回覧板によるチラシの周知
- 2 内 容 高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン接種のお知らせ
小児インフルエンザ助成事業のお知らせ

[問合せ先]

荒川区健康部健康推進課予防接種係

担当 森 杉澤

電話 03-3802-3574

住所 荒川区荒川二丁目11番1号

がん予防・健康づくりセンター 2階

高齢者インフルエンザ 新型コロナワクチン

10月1日から始まります

接種対象者

65歳以上の方 (昭和36年1月1日までに生まれた方)

60歳～64歳の方 (昭和36年1月2日～昭和41年1月1日に生まれた方)

60～64歳は、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害があり、障害者手帳1級または同程度の障がいがある方が対象です。



接種費用・接種期間

種類	自己負担額		接種期間
	75歳以上	60歳～74歳	
高齢者 インフルエンザ	無料		令和8年1月31日まで
新型コロナ ワクチン	無料	2,500円	令和8年3月31日まで

接種場所

23区内の協力医療機関

荒川区内の協力医療機関は、区ホームページでご確認ください。

使用ワクチン

各医療機関で取り扱うワクチンが異なります。詳しくは医療機関にご確認ください。

各種ワクチン接種の
詳細は区ホームページ
をご確認ください。

高齢者インフル



新型コロナ



荒川区保健所 健康推進課
03-3802-3574 (直通)



小児インフルエンザ予防接種 接種費用を助成します

実施期間

令和7年10月1日 から 令和8年1月31日まで



助成内容

種類	対象年齢	接種回数	助成金額	助成方法
注射ワクチン	生後6か月～12歳	2回	無料	区内医療機関で配布する 予診票に必要事項を記入し、 接種を受けることで接種費 用は無償となります。
	13歳～15歳	1回		
経鼻ワクチン	2歳～15歳	1回		

接種場所

荒川区内の協力医療機関

協力医療機関は、区ホームページでご確認ください。

区外で接種をご希望の方は、区保健所までお問い合わせください。



小児インフル



保護者の同伴

原則、保護者の同伴が必要です。

13～15歳の方は、「保護者同意書」を持参することで、同伴なしで接種を受けることができます。

各種ワクチン接種の詳細は区ホームページ
をご確認ください。

荒川区保健所 健康推進課
03-3802-3574（直通）



7 荒総総第 1883 号
令和 7 年 10 月 6 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

全国連携担当課長 木下 兼吾

北海道くしろのふれあい祭り 秋の収穫祭のポスター掲示について（依頼）

平素から、区政に多大なるご支援・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。
さて、この度特別区全国連携プロジェクトの一環として「北海道くしろのふれあい祭り 秋の収穫祭」を開催いたします。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するポスターを制作いたしましたので、誠に恐縮に存じますが、下記の通り町会掲示板に掲示していただきたく、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 イベント概要

- (1) 開催日時 令和 7 年 10 月 25 日（土）、令和 7 年 10 月 26 日（日）
両日午前 10 時～午後 4 時まで（雨天決行）
(2) 会 場 日暮里駅前イベント広場

2 ポスターの内容

「北海道くしろのふれあい祭り 秋の収穫祭」PR ポスター A4 版（添付の通り）

3 希望掲示期間

令和 7 年 10 月 26 日（日）までで可能な期間

問い合わせ 総務企画部総務企画課総務係
担 当 者 出雲、鍛冶
電 話 3 8 0 2 - 3 2 8 7

ジャガイモ 詰め大会!

各回先着 36名さま

両日 ① 11:15～ (整理券配布10:30～)
② 15:00～ (整理券配布14:00～)

整理券を配布いたします。
人数に限りがございますのでご了承ください。

クイズに答えて特産品をゲット!!

ご当地 クイズ大会

両日 14:00
～14:30

荒川区シンボルキャラクター
あら坊&あらみい

北海道くしろ8市町村の
うまいもの大集合!

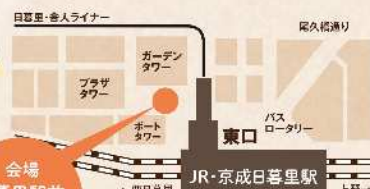
秋の 収穫 祭

北海道くしろの
ふれあい祭り

ドリンク販売 イートインスペース

くしろ地域の味覚を
ゆつくりとお楽しみ
いただけるようテーブル席を
ご用意しております。
アルコールや
ソフトドリンクも販売

会場案内図



会場
日暮里駅前
イベント広場

10月25日・26日
10:00～16:00

日暮里駅前イベント広場で2日間開催!!

食の宝庫・北海道

くしろ地域の水産加工品や乳製品など、
特産品をたっぷりお届けします!

物産販売

【主な販売商品】※掲載商品はほんの一例です

- 鮭とば(塩) ● 釧路市の地酒各種 ● たこ足 ● いか塩辛
- さおまえ昆布 ● 焼鮭手ほぐし ● 昆活しょうゆ
- あさりのあっさり塩ラーメン ● カキカレー ● さんま甘露煮
- つぶのアーヒージョ ● にしん親子丼 ● エンシカの缶詰
- 霧多布昆布おかき ● 摩周そば ● 大鵬せんべい ● 飲むヨーグルト ミルクの贈り物
- 百花はちみつ ● 鍛茶鍛高饅の緑茶ハイ ● TAN TAKA TAN SHISO 梅酒 etc



8市町村の
うまいもの
大集合!

実演販売

お問い合わせ

事務局【受託事業者】株式会社日本本店支社 釧路支社
TEL.0154-22-0211 (月～金/9:30～17:00)

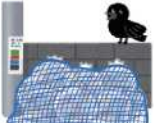
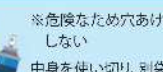
■ 主催 / 北海道釧路地域・東京都特別区交流推進協議会 荒川区、くしろ地域8市町村等で構成
■ 後援 / 北海道町村会

ごみ・プラスチック・資源の分け方と出し方

【令和7年8月版】

【資源・プラスチックに関する問合せ】清掃リサイクル推進課 啓発指導係 ☎03-5692-6697

【燃やすごみ・燃やさないごみに関する問合せ】清掃リサイクル推進課 作業係 ☎03-3892-4671

区分		曜日 場所	分け方と出し方（朝 8 時までに出してください）									
資源	お住いの地域の回収日をご記入ください。		飲食用びん  びん ●キャップを外して、中をすすいで出す ●回収場所まで持ってきた袋は持ち帰る	飲食用缶  かん	古紙 新聞・雑誌類・段ボール・牛乳パック・雑がみ（紙袋・紙箱・包装紙）等  ●種類別にひもでしばる	ペットボトル  ●キャップを外して、ラベルをはがす ●キャップ、ラベルは「プラスチック」へ出す ●中をすすぎ、つぶして出す ●回収場所まで持ってきた袋は持ち帰る	発泡スチロール製食品用トレイ 折り曲げると「パキッ」と音をたてて割れるもの（白色以外のものや、表面に絵柄がプリントされているトレイも可）  ●ラップ等をはがし、洗って回収用ネットへ出す ※トレイの汚れが落ちないものは「燃やすごみ」に出す ※ラップは汚れを落として「プラスチック」に出す	古布 ※一部地域を除く  ●まだ使える衣類・タオル等 ●中身が見える袋に入れて「古布」と表示する ●雨天時には出さない				
		出す場所 資源回収場所										
プラスチック	週に1回		お菓子等の袋 	レジ袋 	調味料等の容器 	詰め替え等の袋 	弁当等の容器 	洗剤等の容器 	発泡スチロール等緩衝材 	卵パック 	おもちゃ 	カラスネット（防鳥ネット）貸し出します ごみ集積所を適切に管理し、きれいに使用すれば、カラス等の被害を受けにくくなります。カラス等によるごみの散乱被害でお困りの方には、管理ができる方に無料で防鳥用ネットを貸し出しています。  カラスネット（防鳥ネット）の借り方 ※貸し出しについては、清掃リサイクル推進課作業係へご相談ください
		出す場所 集積所	【対象】①プラマーク（♻️）が付いているもの ②すべてがプラスチックでできているもの ①、②のいずれかに該当するもの ※水で軽くすすぐか、拭き取りをして汚れを落とす ※汚れの落ちないものは燃やすごみで出す ※袋を二重にして出さない ※プラスチック製の在宅医療廃棄物は燃やすごみで出す ※30cm以下のものに限る									
燃やすごみ (可燃ごみ)	週に2回		生ごみ  水切りをする	木の枝・葉・草花  少量に限る	衣類・布類  汚れ、破れたもの	食用油  ・紙等に染込ませる ・凝固剤で固める ※拠点回収（右下参照）	紙類  おむつの汚物は取り除く	ゴム・皮革製品  ホースは、50cm以下に切る	汚れたプラスチック  汚れている文房具のり、調味料小袋など			
		出す場所 集積所										
燃やさないごみ (不燃ごみ)	月に2回		ガラス・陶磁器類  紙等で包んで「危険」と表示	包丁・ハサミ  厚紙等で包んで「危険」と表示	電球  電球は割れないように紙のケース等に入れる	傘 	鍋・フライパン 	小型の家電製品  ※30cm以下のものに限る	乾電池  ※危険なため穴あけはしない 中身を使い切り、別袋に入れ「危険」と表示	スプレー缶・ライター 		
		出す場所 集積所										
拠点回収	小型家電		【回収品目】スマートフォン、携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、電子辞書、デジタルカメラ、電子辞書、ポータブルビデオカメラ、ACアダプタ、ポータブルカーナビ、タブレット端末（タブレットPCは不可） 【回収場所】区役所、エコセンター、リサイクルセンター、ゆいの森、アクト21、各ふれあい館									
	小型充電式電池等		【回収品目】電池本体内リチウムイオン、ニッケル水素、ニカド、モバイルバッテリー、電気シェーバー、ハンデン音機など 【回収場所】清掃リサイクル事務所、エコセンター、リサイクルセンター、ゆいの森									
			蛍光管・廃食油（植物性）・水銀を使用した体温計と血圧計・インクカートリッジ 【回収場所】エコセンター、リサイクルセンター、ゆいの森、清掃リサイクル事務所、各区民事務所、各図書館 ※「蛍光管」「廃食油（植物性）」は「南千住・町屋区民事務所」では回収していません。 ※「水銀を使用した体温計と血圧計」は「ゆいの森」「南千住・町屋区民事務所」では回収していません。 ※「インクカートリッジ」は「各区民事務所」では回収していません。									

**カラスネット
(防鳥ネット)
貸し出します**

ごみ集積所を適切に管理し、きれいに使用すれば、カラス等の被害を受けにくくなります。カラス等によるごみの散乱被害でお困りの方には、管理ができる方に無料で防鳥用ネットを貸し出しています。



※貸し出しについては、清掃リサイクル推進課作業係へご相談ください

粗大ごみ(最大辺が30cmを超えるもの)

★申し込まれたときにお伝えする料金分の

荒川区有料粗大ごみ処理券

を貼り収集予定日の朝8時までに、自宅前（集合住宅の場合は1階の粗大ごみ置場又は玄関前）に出してください。

粗大ごみ受付センター ☎03-6420-3353

家電4品目

★エアコン ★テレビ
★冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫
★洗濯機・衣類乾燥機

家電リサイクル受付センターへお申し込みください。

☎0570-087200
(ナビダイヤル)

パソコン

各メーカーまたはパソコン3R推進協会へお問い合わせください。

☎03-5282-7685

宅配便による回収は、リネットジャパンリサイクル株式会社へ電話またはインターネットでお申し込みください。

☎0570-085-800

収集できないもの

次のものは区では収集できません。

★消火器 ★金庫 ★オートバイ ★自動車 ★タイヤ ★バッテリー ★ピアノ ★医療用ベッド ★薬品
★塗料 ★感染性廃棄物 ★ガスボンベ ★石油類（ガソリン、シンナー、灯油類） ★印刷用インク
★ブロック ★土や砂 ★建築資材 ★業務用機器 ★解体していない物置 ★その他危険物 など

※これは購入店等から取りを依頼するか、専門の処理業者に回収を依頼してください。
※回収先がわからないなどの場合は、清掃リサイクル推進課作業係へお問い合わせください。

不法投棄は犯罪です。不法投棄防止にご協力ください。



ルールにしたがってごみ・プラスチック・資源を 出すようお願いします。

- ★ごみ・プラスチック・資源は裏面のとおり、正しく分けて出してください。
- ★収集日・回収日当日の朝8時までにしてください。
- ★夜中や決められた収集日・回収日以外にごみや資源を出すのは絶対にやめてください。

ごみ・プラスチック・資源収集日・回収日

地 域	燃やすごみ 週2回・曜日	燃やさないごみ 月2回・曜日	プラスチック 週1回・曜日
南千住	1・6丁目 2・5丁目 3・4・7丁目	月・木 月・木 月・木	1・3回日の金 水 2・4回日の金 水 2・4回日の金 水
3・4・7丁目の大規模集合住宅はお問合ください。 8丁目はお問合ください。			
荒川	1丁目1～39番 1丁目40～58番 2・4丁目 3丁目 5・6丁目 7丁目 8丁目	月・木 月・木 月・木 月・木 月・土 月・木 月・木	1・3回日の金 水 1・3回日の火 土 2・4回日の火 土 1・3回日の火 土 2・4回日の月 火 2・4回日の火 土 1・3回日の金 水
町屋	1丁目 2～4丁目 5～7丁目 8丁目1～19番 8丁目20～22番	月・木 火・金 火・金 月・木 月・木	2・4回日の火 土 2・4回日の土 木 1・3回日の土 木 1・3回日の土 木 2・4回日の火 土
東尾久	1丁目1・3・4番 1丁目2番・5～37番 2丁目1～4番 2丁目5～49番 3丁目1番 3丁目2～37番 4・5丁目 6丁目 7・8丁目	水・土 水・土 水・土 水・土 水・土 水・土 火・金 火・金 火・金	2・4回日の月 火 1・3回日の月 火 2・4回日の月 火 1・3回日の月 火 2・4回日の月 火 1・3回日の月 火 1・3回日の水 月 2・4回日の土 木 1・3回日の土 木

地 域	燃やすごみ 週2回・曜日	燃やさないごみ 月2回・曜日	プラスチック 週1回・曜日
西尾久	1丁目1～18番 1丁目19～33番 2丁目1～29・35～37番 2丁目30～31・38番 3丁目1～20番 3丁目21～26番 4・5丁目 6丁目 7・8丁目	火・金 火・金 火・金 火・金 火・金 火・金 火・金 火・金 火・金	1・3回日の水 月 2・4回日の水 月 1・3回日の水 月 2・4回日の水 月 1・3回日の土 木 1・3回日の土 月 2・4回日の水 月 1・3回日の上 月 2・4回日の水 月
東日暮里	1丁目1～18番 1丁目19～42番 2～4丁目 5丁目1～39・42～47番 5丁目40・41・48～55番 6丁目	月・木 水・土 水・土 水・土 水・土 水・土	1・3回日の金 水 2・4回日の木 金 2・4回日の木 金 1・3回日の木 金 1・3回日の木 金 1・3回日の木 金
西日暮里	1丁目 2丁目1～54番 2丁目55～58番 3・4丁目 5丁目1～13番、 16番、26～28番 5丁目14・15番、 18～25番、29～38番 6丁目	月・木 水・土 水・土 水・土 水・土 水・土 水・土	1・3回日の火 土 1・3回日の木 金 2・4回日の月 火 1・3回日の木 火 2・4回日の月 金 2・4回日の月 火 2・4回日の月 火

●収集・回収日の「第1・3」「第2・4」の考え方
下記の場合、5回目(■)は収集なし

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

＜例＞
・「第1・3」とは、その月の1回目と3回目の曜日(●)
・「第2・4」とは、その月の2回目と4回目の曜日(●)

資源の回収日、回収場所

- 回収日は区のホームページからご覧になれます。右記の二次元コードをご参照ください。
- 回収場所は近所の方や管理人等に確認するか、清掃リサイクル推進課へお問合ください。
- 資源の回収日、回収場所を記した地図のアドレスを返信します。
※返信メールを受信可能にしてください。

【宛先】gomigenryocyty.arakawa.jp
【文例】件名：資源回収の問い合わせ
本文：町屋5丁目19番1号 ABCアパート

お問い合わせ先 清掃リサイクル推進課

ごみについて (作業係) ☎03-3892-4671
資源・プラスチックについて (啓発指導係) ☎03-5692-6697

家庭から出る粗大ごみなど

★粗大ごみ



- 粗大ごみ(30cmを超える家具、布団、自転車等)は有料で申込み制です。
- 粗大ごみ受付センター(☎03-6420-3353)へ申込みをしてください。
※インターネットからのお申し込みもできます。
- 処理金額分の荒川区「有料粗大ごみ処理券」に、お名前または受付番号を記入したうえで粗大ごみに貼り、収集日の朝8時までに自宅前等に出して下さい。
- 荒川区内では、荒川区の有料粗大ごみ処理券が使用できません。
コンビニ等の販売店でお買い求めください。



粗大ごみの
申込みはこちら

★家電4品目



- 「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫」「洗濯機・衣類乾燥機」は、区では収集しません。
- 買い替えの場合は、買い替えの購入店に、廃棄のみの場合は、廃棄する製品を購入した店に処理の依頼をしてください。
- 依頼する店が不明な場合は、家電リサイクル受付センター(☎0570-087200)へお問合ください。



家電4品目の
詳細はこちら

★パソコン



- パソコンは、区では収集しません。
- 回収の依頼は各メーカーに申込みをしてください。
- パソコンリサイクルの詳細は、下記までお問合ください。
・パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)
・リネットジャパンリサイクル(株)(☎0570-085-800)



パソコンリサイクル
の詳細はこちら

事業系のごみ・資源

商店、会社、飲食店等の事業活動によるごみは、事業者自らの責任において適正に処理をしなければなりません。自ら処理できない場合は、廃棄物処理業者に委託するか、4.5ℓの袋で3袋程度であれば区の「事業系有料ごみ処理券」を使って、区の収集等の処理を利用することができます。(燃やすごみ、燃やさないごみ、資源【びん・缶・ペットボトル・雑誌・新聞・段ボール】が対象です。)資源の回収を希望される場合は、事前に登録が必要となりますので、**清掃リサイクル推進課作業係へご連絡ください。**

★事業系ごみの出し方

区(裏面)の分け方に従って分別し、容器で出す場合は中身のごみ量に応じたごみ処理券を、袋で出す場合は袋の容量に応じたごみ処理券を、上部の見やすいところに貼ってください。



★事業系資源の出し方



資源の種類	出し方	対応するごみ処理券
びん・缶・ペットボトル	びん、缶、ペットボトルは別々に、中身の見える袋に入れる。	袋の容量に応じたごみ処理券を貼る。
新聞・雑誌	新聞(チラシ含む)、雑誌は別々にまとめ、ひもでしばる。	高さ10cmにつき10ℓのごみ処理券を上部に貼る。
段ボール	折りたたんで、ひもでしばる。	段ボール2枚につき10ℓのごみ処理券を上部に貼る。

※事業系資源は、戸別収集も可能ですので、清掃リサイクル推進課作業係へご相談ください。

★事業系のごみ処理券

- 荒川区内では、荒川区のごみ処理券しか使用できません。必ず、荒川区内のコンビニ等の販売店でお買い求めください。他区のごみ処理券は荒川区内では使用できませんので、ご購入の際はご注意ください。
- ごみ処理券は、社名や屋号等を必ず記入してご使用ください。
- ごみ処理券は4種類(10ℓ、20ℓ、45ℓ、70ℓ)ですので、出されるごみ量に応じて組み合わせでご使用ください。

★事業系の粗大ごみ

- 事業系の粗大ごみについては、区では収集していません。民間の処理事業者へ処理を依頼してください。
- 処理業者が分からない等の場合は、清掃リサイクル推進課作業係へご相談ください。



令和7年(2025年)10月から、荒川区全域で 「プラスチック」の分別回収が始まります!

今まで

燃やすごみ



令和7年10月から

プラスチック



燃やすごみ

新たに設ける「プラスチックの日」にプラスチックを出してください。

回収場所：集積所（燃やすごみ・燃やさないごみを出している場所）

※プラスチック以外が入っている場合、回収できません。

その場合は翌営業日の「燃やすごみ」として回収します。

「プラスチック」回収曜日一覧(週1回)

地域		曜日
南千住	1~7丁目	水
	※3・4・7丁目の大規模集合住宅はお問合せください。	
	8丁目はお問合せください。	
荒川	1丁目1~39番	水
	1丁目40~58番	土
	2・3・4・7丁目	土
	5・6丁目	火
	8丁目	水
町屋	1丁目	土
	2~7丁目	木
	8丁目	土

地域		曜日
東尾久	1~3丁目	火
	4・5丁目	月
	6~8丁目	木
西尾久	1・2丁目	月
	3丁目1~20番	木
	3丁目21~26番	月
	4~8丁目	月
東日暮里	1丁目1~18番	水
	1丁目19~42番	金
	2~6丁目	金

地域		曜日
西日暮里	1丁目	土
	2丁目1~54番	金
	2丁目55~58番	火
	3・4丁目	火
	5丁目1~13番、16番、26~28番	金
	5丁目14・15番、18~25番、29~38番	火
西日暮里	6丁目	火

問合せ先

清掃リサイクル推進課 啓発指導係
☎03-5692-6697

これまで「資源」として回収している ペットボトル・発泡スチロール製食品用トレイは今までどおり!

ペットボトルの出し方



資源回収できるものは、**飲食用**のものです。
色付きのペットボトルは「**燃やすごみ**」です。

(1) ラベルやキャップを外す
※ラベルやキャップは**プラスチック**へ。



(2) 水で軽くすすぐ



(3) 資源回収場所に出す



※ペットボトルはつぶしてください。
※袋に入れたまま出さないでください。
※回収場所まで持ってきた袋は持ち帰ってください。

発泡スチロール製食品用トレイの出し方



資源回収できる食品用トレイの見分け方と対象
①爪楊枝が刺さるか ②「パキッ」と折れるか
※**有色のものも対象**です。

(1) ラップやシールをはがす
※はがしたシールは**燃やすごみ**へ。
ラップは洗って**プラスチック**へ。
※ラップに付いたシールがはがれないときは、ラップごと**プラスチック**へ。



(2) 水で軽くすすぐ



(3) 資源回収場所に出す



※袋に入れたまま出さないでください。
※回収場所まで持ってきた袋は持ち帰ってください。

「廃食油」は捨てずに「リサイクル」へ!

ご家庭で揚げ物等の料理に使用した油や、賞味期限切れの油を、容器やペットボトル等に入れ、こぼれないように**密封した状態で持参し**、回収ボックスに入れてください。

回収対象は、植物性食用油です。ラード等の動物性食用油は回収できません。

油の出し方

- ①油を冷ます
- ②ペットボトル等の容器に入れる
- ③しっかり蓋をする
- ④廃食油回収ボックスに入れる



▲使用済みの食用油を容器に入れる



▲廃食油回収ボックス

回収拠点

- | | | |
|----------------|-------------|-----------|
| ●清掃リサイクル事務所 | ●あらかわエコセンター | ●尾久区民事務所 |
| ●あらかわリサイクルセンター | ●ゆいの森あらかわ | ●日暮里区民事務所 |
| ●南千住図書館 | ●町屋図書館 | ●尾久図書館 |
| | | ●日暮里図書館 |

※最新の情報は、ホームページで確認ください。

※回収拠点の施設にお持ちください。※持ち込めない場合は布等に染込ませるか固めて「燃やすごみ」へ。



▲区では本プロジェクトに参加し、廃食油の航空燃料化に取り組んでいます。



詳しくは
HPへ



令和7年度町会・自治会に対する主な助成金について

～昨年度からの主な変更点～

- 町会のデジタル化を促進するための補助金を新たに開始します。
- 私道照明灯助成が1基あたり、「年額 3,200 円」から「全額実費補助」になります。

1 町会事務事業助成

種類	補助額	備考
基礎額	1,000 世帯未満 12 万 5 千円	平成23年度から、基礎額を一律 10万円アップしました。
	2,000 世帯未満 13 万円	
	2,000 世帯以上 13 万 5 千円	
世帯割	@360 円×世帯数	-

2 町会法人化助成（認可申請に係る総会開催費、登録免許税相当額、登記費用等）

種類	限度額	補助率	内容
(1) 一般登記助成	45 万円	1/2	区長の認可を得て法人格を取得することにより、不動産登記等が可能。
(2) 特例登記	100 万円	1/2	平成27年の地方自治法改正により創設された特例登記に対する助成制度。

3 町会イベント助成

種類	限度額	補助率	内容
(1) 通常イベント事業	10 万円×2 回	2/3	盆踊り、子供会、餅つき大会等
(2) 大規模イベント事業	20 万円	-	通常イベント事業のうち、事業費が50万円を超える大規模イベントの特例として限度額を20万円に拡大
(3) 次世代育成事業	10 万円×1 回	2/3	先進町会の視察、デジタル化研修等
(4) 食品を取り扱う、不特定多数の方を対象とする事業	1 施設等につき 2 万 4 千円 (5 施設等まで)	10/10	<u>保健所の指導に基づき</u> 、必要となるテナント類及び給排水設備

上記(4) 食品を取り扱う、不特定多数の方を対象とする事業の補助申請をされる場合は、各区民事務所長、荒川地域事務係長まで事前にご相談ください。

- 【 】この他、東京都の「地域の底力発展事業助成」において、初回のみ補助率 10/10、次年度以降 1/2、限度額 20 万円の助成制度もあります。
(補助対象にならない経費があります。)
- 【 】「防災・節電活動」、「高齢者等の見守り活動」、「デジタル活用支援」に繋がる事業については、常に補助率 10/10 となります。
(例) 防災訓練、節電に関する講習会、高齢者向けサロン、
SNS による町会イベント配信、SNS 使い方教室等の開催等
- 【 】補助率 1/2 となる事業の場合でも、「地域防災力の強化」かつ「多文化共生社会づくり」に繋がる事業については、助成率 10/10 となります。
(例) 防災訓練のチラシを外国語でも作成し、外国人住民に参加を呼びかけ

4 町会事務所建設等助成

種類	限度額	補助率	内容
(1) 建設、増改築、修繕	1000 万円	1/2	・令和元年度から限度額 500 万円アップ ・事業費 100 万円以上
(2) 冷暖房設備設置	30 万円	3/10	・事業費 30 万円以上
(3) 福祉関連設備設置	160 万円	4/5	・事業費 30 万円以上
(4) 利子補給制度	60 万円 年度あたり	-	・平成 26 年度から実施 ・10 年間以内で、最高 300 万円まで

(1)、(2)、(3)を合計した補助限度額は 1000 万円です。
限度額 1000 万円に達した場合、10 年間は新たな補助を受けることができません。
既に建替資金を金融機関から借入れ、返済中の借入金に係る利子についても、申請した年度分から、利子補給の対象となります。
金融機関とは銀行・信用金庫・信用組合であって、ローン会社は含みません。

5 町会事務所建設等助成 (宝くじ助成)

種類	限度額	補助率	内容
(1) 町会事務所の建設 (新築又は建替え)	1500 万円	3/5	-
(2) 地域活動用備品の購入 または修繕	250 万円	10/10	・事業費 100 万円以上 ・助成事例: 印刷機、放送機材、発電機、 町会が所有する神輿、山車等

東京都を経由して(財)自治総合センターに申請しますが、要件を満たしていても必ずしも助成されるものではありません。

6 防災区民組織運営助成

- ・[基礎額] 4 万円
- ・[世帯割] @40 円×世帯数(住民登録世帯数)
防災課の事業ですが、区民課からの町会事務助成事業と併せて交付しています。

7 地区町会連合会研修助成(各地区町会連合会に対する助成)

種類	内容
(1) 宿泊研修助成	・グリーンパール那須までの往復の借上げバス代(補助率 10/10) ・グリーンパール那須宿泊費の半額助成 (宿泊費の助成対象は 1 町会当たり 3 名分とする)
(2) 日帰り研修助成	・借上げバス代全額(補助率 10/10)
(3) 町会実務担当者向け 研修会への助成に ついて	・地区町会連合会が、次代の町会指導者となる実務担当者を対象 とした研修の助成 ・実務担当者向け研修会をきめ細やかに実施するため、借上バス代の ほか、講師謝礼や会場使用料等も助成対象 ・限度額 10 万円(補助率 10/10・年1回)

(1)(2)はどちらか一方のみ

8 町会掲示板修繕助成金(29年度から令和8年度まで実施予定)

- ・1基あたり上限 50,000 円 町会事務事業助成と一緒に交付します。

9 弁護士等への法律相談等にかかる助成金(令和2年度新設)

- ・町会が抱える法律的な側面を持つ課題や問題点を効果的に解決するため、弁護士等への相談等にかかる費用の一部を助成します。
- ・町会等の保有する土地及び建物並びに各種の権利に関する弁護士等への法律相談等で、次に掲げる要件を全て満たす場合に、助成の対象とします。
 - 町会等の総意に基づく法律相談等であること。
 - 町会等の健全な活動の妨げになる事案に係る法律相談等であること。
 - 個人的な紛争に係る法律相談等でないこと。
- ・限度額 170 万円(年1回)

法律相談にかかる法律相談料や事件着手に際して要する着手金、裁判に至った場合の裁判上・裁判外の手数料など、各々の項目ごとに助成限度額を設け、各々の項目全てにかかる経費の合計額に対して、170 万円までを助成上限とします。

10 町会・自治会デジタル活用促進支援補助金（令和7年度新設）

【目的】

デジタルを活用した情報発信、情報共有に取り組む町会・自治会に対し、SNS やインターネット月額料金等にかかる費用を助成します。公式 LINE やホームページ等による地域情報の発信、町会活動の共有等、様々な場面でデジタルを活用していくことで、地域活動がさらに充実されることを目的とした助成金です。

【交付要件】

次のどちらかに該当すること。

- (1) 町会等の活動及び地域の情報をウェブサイトまたはSNSで発信している、または予定であること。
- (2) 町会等の活動に供することを目的として、インターネット環境を導入している、または予定であること。

【補助金額】

1町会あたり年間6万円（補助率 10/10）

【対象経費】

公式 LINE やインターネット通信料などの月額使用料、インターネット導入に係る工事費など

11 その他（区民課以外の主な助成制度）

種類	内容
(1) 私道照明灯助成 (土木管理課)	私道照明灯に係る電気代を全額実費補助
(2) 集団回収支援金 (清掃リサイクル推進課)	・報奨金 6 円×回収量(kg) ・支援金基礎額(年額) 60,000 円 ・世帯割額(年額) 180 円 × 世帯数 但し、集合住宅の町会の世帯割額(年額) 84 円
(3) 防犯カメラ補助制度 (生活安全課) 5月の地区町会連合会会議にて詳細を説明します。	防犯カメラ新設補助制度 ・町会、自治会の負担額は 1/24 (例: 1 台 48 万円の防犯カメラを設置した場合、2万円) 防犯カメラ維持管理補助制度 ・町会、自治会の負担額は 1/6 (例: 1 台 6 千円で保守点検した場合、千円)
(4) ボウフラ駆除事業 (生活衛生課)	・駆除薬剤 1 個につき 10 円 ・ただし、12,000 円を上限とします。
(5) ねずみ駆除事業 (生活衛生課)	・ご協力謝礼として 2,000 円 (薬剤配付実績にかかわらず、回覧板を通した取りまとめに対しての謝礼金) ・駆除薬剤 1 個につき 10 円

賞味期限前の災害用備蓄食品等を配布します

都では、災害時に備えて災害用備蓄食品等を備蓄しております。

災害用備蓄食品等については、資源の有効活用の一環として賞味期限等の到来前に配布を行っており、今年度は以下のとおり申込を受け付けます。

なお、配布が決定した災害用備蓄食品等であっても、配布前に災害等が発生した場合には、配布を行わないことがありますので、ご了承ください。

1 配布予定の災害用備蓄食品等

品目		募集数	一箱当たり 入数	備考
食料	アルファ化米 (個食・わかめ)	8,000 箱	50 食	・賞味期限：令和8年6月 ・1箱＝1食分×50パック
	アルファ化米 (炊出し・わかめ)	500 箱	100 食	・賞味期限：令和8年6月 ・1箱＝50食分×2パック
	アルファ化米 (炊出し・五目)	3,000 箱	100 食	・賞味期限：令和8年4月 ・1箱＝50食分×2パック
	アルファ化米 (白粥)	3,000 箱	50 食	・賞味期限：令和8年6月 ・1箱＝1食分×50パック
	アルファ化米 (白米)	600 箱	50 食	・賞味期限：令和8年7月 ・1箱＝1食分×50パック
	クリームサンド ビスケット	5,500 箱	60 食	・賞味期限：令和8年5月 ・1箱＝1食分(15枚)×60パック
その他	おむつ(乳児用) Sサイズ	400 箱	252 枚	・令和8年3月で製造から概ね5年経過 ・1箱＝84枚1パック×3
	おむつ(乳児用) Lサイズ	900 箱	162 枚	・令和8年3月で製造から概ね5年経過 ・1箱＝54枚1パック×3
	おむつ(大人用) M-Lサイズ	600 箱	54 枚	・令和8年3月で製造から概ね5年経過 ・1箱＝18枚1パック×3
	おむつ(大人用) L-LLサイズ	700 箱	48 枚	・令和8年3月で製造から概ね5年経過 ・1箱＝16枚1パック×3
	生理用品	600 箱	1,080 枚	・令和8年3月で製造から概ね5年経過 ・1箱＝30枚1パック×36

※各品目に申込数の上限を設けていますので、詳細は申込フォームをご確認ください。

- 2 申込対象者 都内の法人・団体（社会福祉法人、NPO、町会・自治会、学校法人等）
※申込多数の場合、抽選により配布先を決定いたします。
- 3 申込期間 令和7年10月6日（月曜日）午前9時から同年11月4日（火曜日）
午後5時まで
- 4 申込方法 以下の申込フォームから、必要事項をご入力の上、お申し込みください。
<https://form.run/@tokyo-bousaibichiku>
- 5 その他 配布条件等については、別紙「配布の詳細について」をご参照ください。
配布予定の災害用備蓄食品等の仕様については、総務局のホームページに記載いたしますので、必ずご確認の上お申込ください。

問合せ先

総務局総合防災部防災計画課計画調整担当

直通 03（5388）3767

内線 25-045

配布の詳細について

1 配布条件（以下の全てを満たすことが条件となります）

- （１）申込者が都内の法人・団体（社会福祉法人、NPO、町会・自治会、学校法人等）であること
- （２）定められた上限数内で申し込むこと
※申込フォームにてご確認ください。
- （３）転売をしないこと（譲渡先に対しても転売禁止の旨伝えること）
- （４）期限内に活用し、廃棄しないこと
- （５）配布された災害用備蓄食品等（梱包材を含む。）を適正に管理すること
- （６）営利的、宗教的、政治的目的での利用をしないこと
- （７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する団体等に該当しないこと
- （８）配布条件に違反した際には、一定期間申込不可になることを承諾すること

2 配布方法

配布が決定された法人・団体に、配送の受託事業者から配送します。

3 配布時期

令和８年１月から３月頃までの間に順次配送予定です。

※配送の日時等のご希望はお受けすることができませんので、ご了承ください。

4 費用負担

災害用備蓄食品等、配送料ともに無料です。

●申込フォーム



申込フォームの入力方法については以下までお問い合わせください。

事務局：CENTRIC 株式会社
（事務支援受託事業者）

連絡先：03-4334-7232
（平日９時から１７時まで）

tokyo-bousaibichiku@centric.co.jp

●東京都総務局総合防災部ホームページ



災害用備蓄食品等の詳細についてはこちらをご覧ください。

マンションとの つながりを 防災訓練を通して つくってみませんか?

町会
自治会の
皆さま



今後起こりうる首都直下地震など、いざというときには、地域のつながりが重要です。
東京都では、地域のつながりづくりを進めるため、
町会とマンションとの合同防災訓練をコーディネートしています。ぜひご活用ください!

事業の流れ

[Day1]

約2時間

合同打合せ

関係者の顔合わせと
防災訓練に向けた
打合せを実施します。

[Day2]

約1時間

事前レクチャー

災害時における
つながりの重要性など
について学びます。

約2時間

防災訓練

AED訓練、簡易トイレ
の使い方など
体験しながら学びます。

[Day3]

約2時間

振り返り

防災訓練を振り返り、
今後のマンションとの
つながり継続を検討します。



「マンションに声をかけたが、理解を得るのが難しい」
「連携するマンションが見つからない」など、
お困りの町会・自治会の皆さまは・・・

事前にご相談ください!
**マンションとの
橋渡しをサポートします**

- コーディネーターが、マンション管理組合等へ
事業趣旨の説明を行い、参加に向けた理解促進を図ります。
 - 連携先となりうるマンション管理組合等を紹介します。
- ※連携マンションは、「東京とどまるマンション普及促進事業」をご利用いただけます。

防災資機材※の
購入費用を

**最大20万円
助成します**

※合同防災訓練で使用する
資機材に限る

申請について

[対象団体] 都内に所在する単一町会・集合住宅自治会

期間: 令和7年4月1日(火)から10月31日(金)まで

詳細は
こちら



お問い合わせ先

町会・マンションみんなで防災訓練事務局 ※事務局運営を民間事業者に委託しています。
TEL.050-6864-7040 (平日10:00~18:00) E-mail.bosai2025-tokyo@hit-bits.com



東京都

30